

芝山町調整池維持管理事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

平成30年12月12日

芝山町長 相川 勝重

芝山町告示第103号

芝山町調整池維持管理事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豪雨被害から町民の生命、財産等を守るとともに、その周辺住民の良好な住環境を保全するために、宅地開発事業により設置された調整池の維持管理を行う地域団体に対し、その費用の一部を予算の範囲内において交付することについて、芝山町補助金等交付規則(昭和48年芝山町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 調整池 雨水調整をする機能を有し、宅地開発事業により設置された施設をいう。
- (2) 地域団体 町内行政区、自治会及び管理組合で、調整池を維持管理する団体をいう。
- (3) 維持管理事業 調整池の適正な維持管理のために行う除草や浚渫^{しゅんせつ}等の作業をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象とする経費は、地域団体が行う調整池の維持管理に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助の対象とする経費の10分の8以内の額とし、80万円を限度とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地域団体は、維持管理事業を行う前に、芝山町調整池維持管理事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 位置図及び平面図
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、同一年度1回限りとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定したときは、芝山町調整池維持管理事業補助金交付決定・却下通知書(別記第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた地域団体(以下「交付決定団体」という。)は、当該申請の内容を変更しようとするときは、速やかに芝山町調整池維持管理事業補助金変更交付申請書(別記第3号様式)に第5条第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金変更の可否を決定したときは、芝山町調整池維持管理事業補助金変更交付決定・却下通知書(別記第4号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(中止の届出)

第9条 交付決定団体は、補助金に係る維持管理事業を中止しようとするときは、芝山町調整池維持管理事業補助金維持管理事業中止届(別記第5号様式)により町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定団体は、補助金に係る事業が完了したときは、補助事業の完了日から起算し、30日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度の終了の日のいずれか早い日までに芝山町調整池維持管理事業補助金実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 検査済書(別記第7号様式)
- (2) 事業内容の分かる写真
- (3) 工事請求書又は領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認められるときは、芝山町調整池維持管理事業補助金額確定通知書(別記第8号様式)により当該報告をした交付決定団体に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 補助金の交付を請求しようとする交付決定団体は、補助金の交付の決定に係る会計年度の3月末日までに、芝山町調整池維持管理事業補助金交付請求書（別記第9号様式）により町長に請求しなければならない。

（返還等）

第13条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

芝山町調整池維持管理事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）芝山町長

代表者住所

団 体 名

代表者氏名

電話番号

印

芝山町調整池維持管理事業補助金の交付を受けたいので、芝山町調整池維持管理事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 維持管理事業の内容

除草作業 ・ ^{しゅんせつ}浚渫 ・ その他（ ）

2 維持管理事業に係る費用 円

3 予定事業期間 年 月 日～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 見積書（作業の内容が分かる内訳書を添付すること。）
- (2) 維持管理事業を行う箇所の位置図及び平面図
- (3) その他町長が必要と認める書類

別記第2号様式（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

(代表者住所)
(団体名)
(代表者氏名) 様

芝山町長

芝山町調整池維持管理事業補助金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請がありました芝山町調整池維持管理事業補助金の交付については、芝山町調整池維持管理事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 交付決定

補助金交付決定額 円

(条件)

2 却下

(理由)

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に芝山町長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、芝山町を被告として提起することができます。

別記第3号様式（第7条関係）

芝山町調整池維持管理事業補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）芝山町長

代表者住所

団 体 名

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日付け 指令第 号により交付決定の通知があった芝山町調整池維持管理事業補助金に係る維持管理事業の内容を変更したので、芝山町調整池維持管理事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 添付書類

変更した内容が分かる書類

別記第4号様式（第8条関係）

指令第 号
年 月 日

(代表者住所)
(団体名)
(代表者氏名) 様

芝山町長

芝山町調整池維持管理事業補助金変更交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった芝山町調整池維持管理事業補助金に係る維持管理事業の変更について、芝山町調整池維持管理事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定

変更補助金交付決定額 円

(条件)

2 却下

(理由)

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に芝山町長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、芝山町を被告として提起することができます。

別記第5号様式（第9条関係）

芝山町調整池維持管理事業補助金維持管理事業中止届

年 月 日

（宛先）芝山町長

代表者住所

団 体 名

代表者氏名

電話番号

印

年 月 日付け 指令第 号により交付決定のあった
芝山町調整池維持管理事業補助金に係る維持管理事業について中止したいので、
芝山町調整池維持管理事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり
届け出ます。

記

中止の理由

別記第6号様式（第10条関係）

芝山町調整池維持管理事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）芝山町長

代表者住所

団 体 名

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日付け 指令第 号により交付決定のあった芝山町調整池維持管理事業補助金に係る維持管理事業が完了したので、芝山町調整池維持管理事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 事業完了日 年 月 日

3 添付書類

- （1） 検査済書（別記第7号様式）
- （2） 事業内容の分かる写真
- （3） 工事請求書又は領収書の写し
- （4） その他町長が必要と認める書類

別記第7号様式（第10条関係）

検 査 済 書

年 月 日

（宛先）芝山町長

代表者住所

団 体 名

代表者氏名

電話番号

印

年 月 日付で、届出を受けた事業完了報告書に基づき双方立会いの上、実施した検査の結果を下記のとおり報告します。

記

1 維持管理事業の内容

2 維持管理事業の箇所

3 検査年月日 年 月 日

4 検査立会者

5 検査結果

別記第8号様式（第11条関係）

達第 号
年 月 日

（代表者住所）

（団体名）

（代表者氏名）

様

芝山町長

芝山町調整池維持管理事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 指令第 号により交付決定のあった芝山町調整池維持管理事業補助金について、芝山町調整池維持管理事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

確定金額

円

別記第9号様式（第12条関係）

芝山町調整池維持管理事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）芝山町長

代表者住所
団 体 名
代表者氏名 印
電話番号

年 月 日付け 達第 号により額の確定通知のあつた芝山町調整池維持管理事業補助金について、芝山町調整池維持管理事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額		円	
振込先	金融機関名	銀行・金庫・組合・()	
		本店・支店・()	
	口座種別	普通 ・ 当 座	
	口座番号		
	口座名義人	フリガナ	
氏名			